

問い合わせ (市外局番 093)

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)
町民会館	☎ 223-0731
芦屋中央病院	☎ 222-2931
中央公民館	☎ 222-1681
図書館	☎ 223-3677
山鹿公民館	☎ 223-1892
芦屋東公民館	☎ 222-1981
総合体育館	☎ 222-0181
芦屋釜の里	☎ 223-5881
芦屋歴史の里	☎ 222-2555

健康・福祉

連休中の救急医療はこちらへ

●受診のときに持っていくもの
健康保険証、医療証(高齢受給者・ひとり親・乳幼児・子ども・障がい者)、または診療依頼書(生活保護世帯)

●内科と小児科
▽とき 5月3日(因)～5日(因)の午前9時～午後4時30分
▽ところ 遠賀中間休日急病センター(遠賀町大字尾崎おんが病院内 ☎282局9919)

※乳幼児の診療は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず電話で問い合わせをして受診してください。
●電話での問い合わせ制度
夜間、電話で相談に応じます。
▽相談時間 日曜日・祝日

いきいき昼食会に参加しませんか

各小学校区の公民館で、65歳以上の人を対象とした講話と昼食会を行います。
認知症予防のための講話や、歌や手遊びを交えた音楽レクリエーション、ストレッチ体操などを行った後は、みんなで栄養バランスのとれた食事を楽しみましょう。
▽とき・ところ (申込締切日)

ところ	芦屋東公民館	山鹿公民館	中央公民館
とき	5月26日(因)	6月3日(金)	6月16日(因)
定員	30人	30人	35人
申込締切日	5月12日(因)	5月20日(金)	6月2日(因)

※いずれも時間は午前10時～午後1時(9時30分から受け付け)

▽対象 町内に住んでいる65歳以上の人
▽内容 ①講話「日常生活に活かせる認知症予防」、②試食(芦屋町食生活推進会の)

午後5時～午後10時、月～土曜日
電話番号 282局9919

●歯科
▽とき 午前10時～午後5時
▽当番医院 5月3日(因)・山崎まさひろ歯科(中間市 ☎243局7333)、4日(水)・守谷歯科医院(岡垣町 ☎282局5051)、5日(因)・三浦歯科医院(岡垣町 ☎282局4848)、
※受診前に当番医院に電話で問い合わせてください。

高齢者向け給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい高齢者に対して、臨時的な措置として給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。
▽とき 5月9日(因)～8月19日(金)の午前9時～午後5時
▽ところ 役場1階ロビー

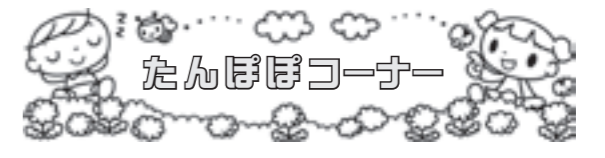
▽対象者 平成27年1月1日現在、芦屋町に住居登録がある人で、27年度分の住民税(均等割)が課税されていない人のうち、28年度中に65歳以上となる人
※ただし、扶養している人が

調理(調理)

▽参加費 300円
▽申し込み 高齢者支援係(☎223局3536)

5月の胃カメラ検診日程

▽とき 5月9日(因)、16日(因)
▽ところ 芦屋中央病院
▽対象者 40歳以上の町民
▽定員 6人
▽金額 1800円
※ピロリ菌の検査などを希望される場合は、追加料金が必要です。



対象は、就学前の子どもと保護者です。
●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぼぼ」(☎221局2567)

◇すくすく広場「ベビーマッサージ」
▷とき 5月10日(因)・午前10時～11時30分

◇吉村じいちゃんの絵本タイム
▷とき 5月20日(金)・午前11時～11時30分

◇親子教室「親子エアロビ」
▷とき 5月17日(因)・午前10時～11時30分

◇育児相談
【たんぼぼ相談】(保健師・栄養士による相談)
▷とき 5月9日(因)・午前10時～正午
※町外者でも相談できます(予約不要)

【ほほえみ相談】(小児専門の臨床心理士による相談)
▷とき 5月24日(因)・午前10時～正午
※予約は芦屋町に住んでいる人のみ

みんな来てね、出前たんぼぼ広場
▷とき 5月18日(因)・午前10時～正午
▷ところ 山鹿公民館和室
たんぼぼスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

後期高齢者医療制度の健康診査

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的として健康診査を行います。
課税されている場合や生活保護受給者は対象外です。
※該当者には事前に通知します。
▽支給額 一人3万円
▽問い合わせ 障がい者・生活支援係(☎223局3530)

▽申し込み 希望日の2週間前までに、健康づくり係(☎223局3533)へ
※定員になり次第、締め切りしますので、早めに申し込んでください。

被保険者に4月下旬に受診票とお知らせを送付します。

▽受診対象者 被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病(※)の治療を受けている人などは対象者となりません。
※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。
▽受診期間 4月下旬～平成29年3月31日(年1回)
▽受診票の送付時期 ①4月

末現在で被保険者の人 4月下旬、②5月以後に被保険者となる人 被保険者となる月(75歳の誕生日など)の上旬
▽受診時の自己負担金 一人500円
▽受診の方法 健康診査の実施医療機関で個別に予約のうえ、受診してください。
▽問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(☎092-651局3111)

合遠賀支部(遠賀町役場横)

▽申し込み 5月16日(因)までに、福岡県介護保険広域連合遠賀支部(☎291局5266)へ

4月は未成年者飲酒防止強化月間です

未成年者の飲酒は、からだや心の発達が盛んな時期に悪影響を与えます。お酒は20歳になつてから飲みましょう。
▽問い合わせ 若松税務署(☎761局2536)

福岡県介護保険広域連合 手支部嘱託員を募集します

利用者実態調査型ケアプラン点検業務などのため、介護支援専門員(ケアマネジャー)を募集します。
▽応募資格 介護支援専門員

福岡県介護保険広域連合 手支部嘱託員を募集します

利用者実態調査型ケアプラン点検業務などのため、介護支援専門員(ケアマネジャー)を募集します。
▽応募資格 介護支援専門員

みんなのね・ん・き・ん

○平成28年度の国民年金保険料額が決まりました

国民年金保険料額は、賃金や物価の変動によって決定されるため、28年度の保険料額は、月額1万6260円となりました。

○学生の皆さん、学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用するには、申請が必要です。

▷対象 大学、短期大学、専修学校などに在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下である人

▷所得の目安 118万円+(扶養親族などの数×38万円)で計算した額以下

▷手続きに必要なもの 年金手帳、印かん、学生証または在学証明書の写し

※学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

※27年度に承認を受けている人で、28年度も引き続き在学予定の人には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます。在学している学校に変更がない人は、このハガキに必要事項を記入してポストに投かんすることで、28年度の申請ができます(この場合、学生証または在学証明書の写しの添付は不要です)。

▷問い合わせ 保険年金係(☎223局3532)